

土木・建築工事等の関係者の皆様へ

民間土木工事等に伴う遺跡の発掘の届出について

根拠法と届け出の時期について

土木工事について、現場が遺跡の範囲内にある場合、**工事着手の 60 日前までに、文化財保護法第 93 条の届け出が必要です。**

文化財保護法第 93 条第 1 項

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

参考：文化財保護法第 92 条第 1 項

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

届出書の提出先について

届出書は、佐野市教育委員会 教育総務部 文化財課 文化財保護係へ **2 部**提出してください。

佐野市教育委員会から栃木県教育委員会に送付し、栃木県教育委員会が届け出内容に基づき「指示事項」を決定します。

添付書類について

添付書類は、**（1）土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに（2）当該土木工事等の概要を示す書類及び図面**となっておりますので、下記の図面の提出をお願いします。

- （1）土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
 - ・位置図（工事予定地が確認できるもの…市販の住宅地図等の写し等）
- （2）当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
 - ・平面図、構造図、断面図（掘削規模（**範囲・深さ**）が確認できるもの）

【届出書の押印の見直しについて】

文化財保護法第 93 条の届出書では、これまで届出者からの押印を求めておりましたが、**不要**になりました。

〒327-8501 佐野市高砂町 1（佐野市役所 5F）
佐野市教育委員会 文化財課 文化財保護係
電話 0283-25-8520 FAX 0283-20-3046